

建物も あなたと同じ 健康診断

平成28年6月より
定期報告制度が
変わります



このパンフレットは、改正建築基準法
(施行: 平成28年6月1日) の定期報告
制度に基づき作成されています。

建築物の維持保全を適正に実施することは、思わぬ事故を防ぎ、地震や火災等の災害時の被害を軽減し、建築物の寿命を長持ちさせることにつながります。

国土交通省・建築物防災推進協議会

(事務局:一般財団法人日本建築防災協会) 協力:一般社団法人建築性能基準推進協会

1 定期報告制度について

1. 建築の計画から使用、維持保全まで	3
2. 建築基準法に基づく定期報告制度の概要	4
3. 日頃から注意、点検を	
1 特定建築物の定期調査報告	
建築物の定期調査報告を行いましょう	5
2 防火設備の定期検査報告	
防火設備は適切に閉まりますか	5
3 建築設備の定期検査報告	
建築設備は安全ですか	7
4 昇降機等の定期検査報告	
エレベーター、エスカレーター等は安全ですか	8

4. 建築物の安全性

1 建築物のアスベスト対策	9
2 豪雨の時には地下室は危険です ～地下室のある建築物をお持ちの方・ご利用の方～	10

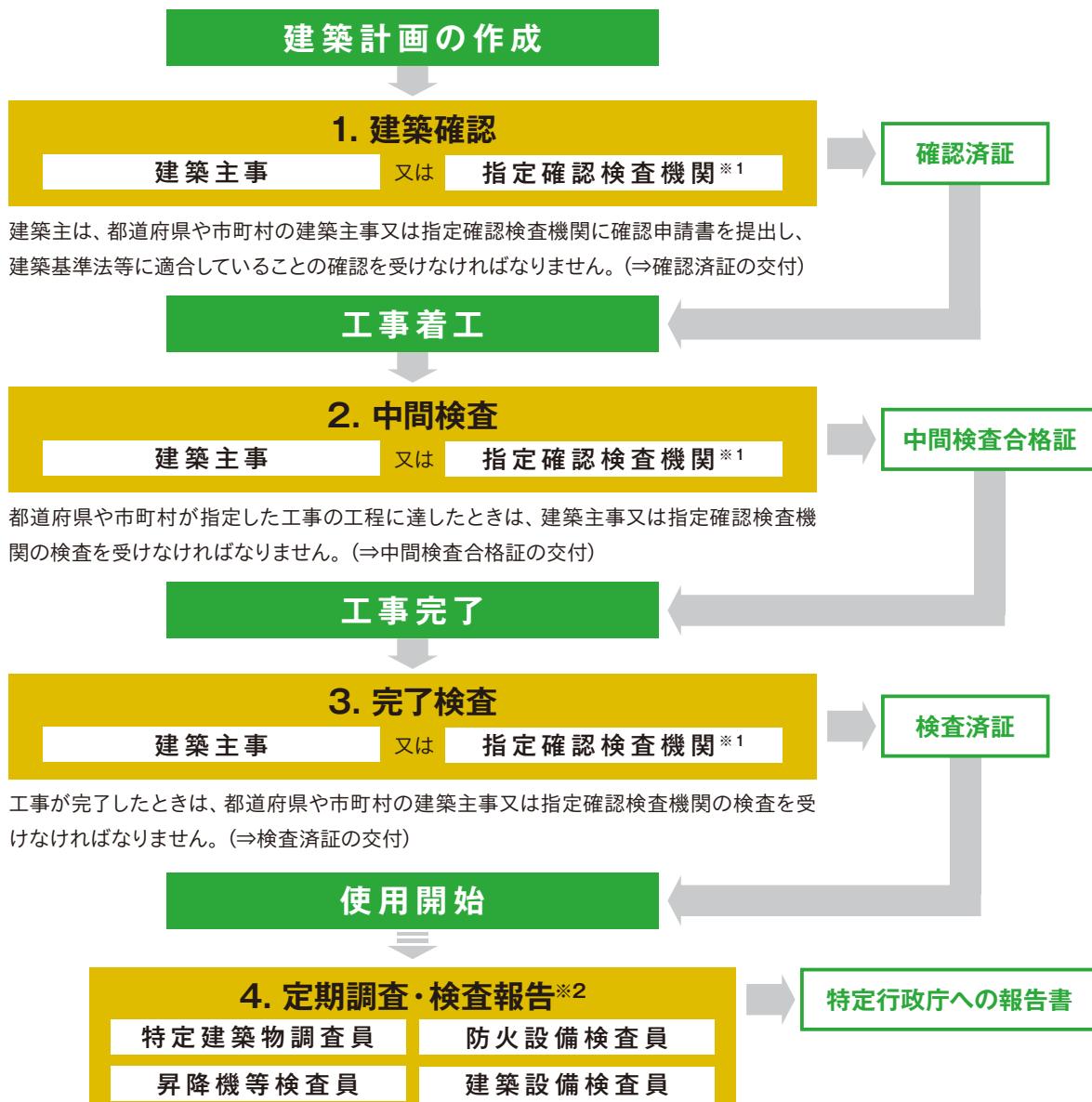
2 地震に備えて

1. 建築物の耐震改修の促進 ～改正耐震改修促進法（平成25年11月25日施工）～	11
2. 誰でもできるわが家の耐震診断	12
3. その他の地震対策	
1 窓ガラスの地震対策	13
2 安心なブロック塀をめざしましょう	14
4. こんな制度も利用して	15

1. 建築の計画から使用、維持保全まで

建築物等の定期報告制度について、建築基準法が改正され、平成28年6月1日より施行されます。このパンフレットでは、改正建築基準法に基づき作成されています。

建築物を建築し、良好な状態を維持していくためには、次のような手続きが必要です。適切な手続きのもとで、安全な建築物を建て、定期的に調査・検査し、その結果を特定行政庁に報告しましょう。



※1 建築確認・検査を建築主事又は指定確認検査機関のいずれかで受けるかは選択できます。

なお、指定確認検査機関は、業務を行う区域などが指定されています。

※2 国及び特定行政庁が指定した特定建築物、昇降機や昇降機以外の建築設備及び防火設備について定期調査・検査報告が義務づけられます。

建築物の所有者・管理者は、建築物をいつも適法な状態に維持するよう努めなければならないこととされています。

多数の人々が利用する建築物の所有者などは、建築物の敷地、構造及び設備を常時適法な状態に維持するため、必要に応じ、その建築物の維持保全に関する計画を作成し、適切な措置を講じなければならないことが定められています。(建築基準法第8条:維持保全計画の作成)



2. 建築基準法に基づく定期報告制度の概要

特定建築物の調査報告、防火設備、建築設備、昇降機等の検査報告は定期的に行いましょう。

多くの犠牲者を出した建築物事故のほとんどは、定期報告が行われていないなど維持管理が不適切でした。維持保全を行わない所有者・管理者は罰せられることがあります。

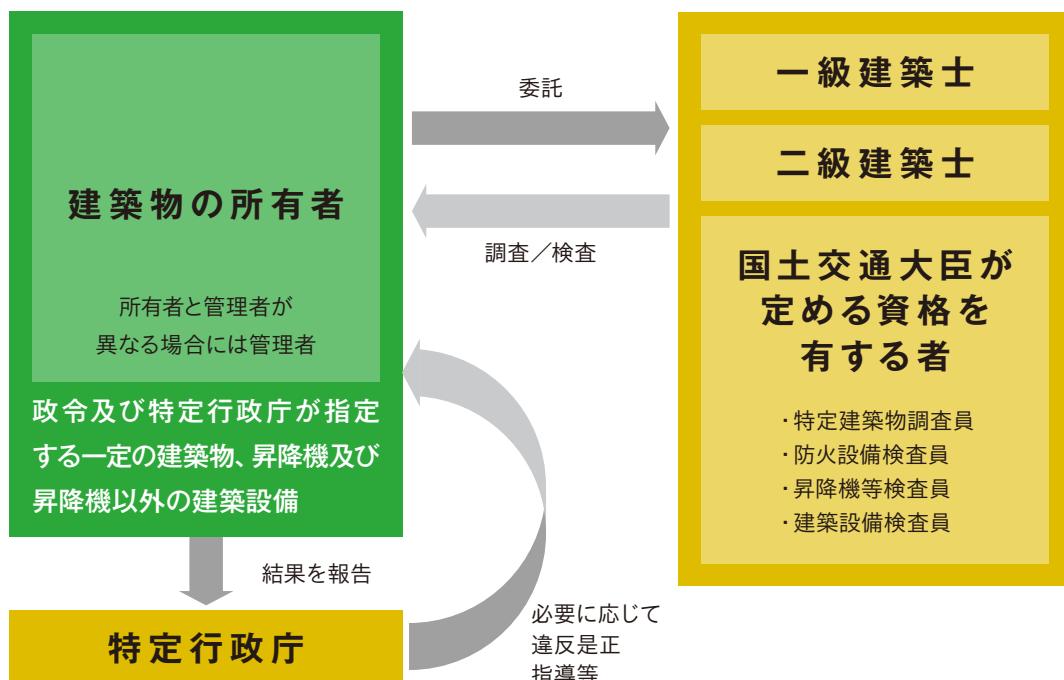
建築物の所有者・管理者・占有者はその建築物の敷地、構造、防火設備、建築設備及び昇降機等を常時適法な状態に維持するよう努めなければなりません。特に就寝を伴う建築物や多数の者が利用するような用途及び規模の建築物等については、一旦事故が発生すると大事故に発展するおそれがあることから、より一層の安全を確保する必要があります。

このため、高齢者・障害者等が就寝する建築物や不特定多数の者が利用する建築物など、安全性の確保を徹底すべき建築物等で一定規模以上のものは、法令により一律に定

期報告の対象とし、それ以外の建築物等は特定行政庁により地域の実情に応じて指定されます。

これらの建築物等については所有者・管理者に委ねるだけでなく、専門技術を有する資格者に調査・検査をさせ、その結果を特定行政庁へ報告することを義務づけています（建築基準法第12条第1項及び第3項）。

また、定期報告をすべきであるのにしなかったり、虚偽の報告を行った場合は、罰則の対象（百万円以下の罰金）となります（建築基準法第101条第1項第2項）。



多数の人々が利用する建築物のうち、政令および特定行政庁が指定した特定建築物、昇降機、昇降機以外の建築設備及び防火設備は、定期的にその状況を有資格者に調査・検査させて、その結果を決められた報告様式により特定行政庁に報告することが義務づけられています。（建築基準法第12条：定期調査・検査報告）
(建築基準法施行規則第5条：建築物の定期報告、第6条：建築設備等の定期報告)



3. 日頃から注意、点検を

建築物の維持保全を適正に実施することは、思わぬ事故を防ぎ、地震や火災等の災害時の被害を軽減したり、建築物の寿命を長持ちさせることにつながります。建築物の適正な維持保全は、省エネルギー、地球資源の問題からも今後大変重要な事項です。

① 特定建築物の定期調査報告

建築物の定期調査報告を行いましょう

国及び特定行政庁が定めた建築物（特定建築物）の所有者・管理者は、敷地・構造等の状況を特定建築物調査員等に調査させ、特定行政庁に報告する義務があります。建築物の安全のため、定期調査報告を行いましょう。

定期調査の対象範囲

1 敷地及び地盤	地盤、敷地、敷地内通路、塀、擁壁
2 建築物の外部	基礎、土台、外壁
3 屋上及び屋根	屋上面、屋上周り、屋根、機器及び工作物
4 建築物の内部	防火区画、壁、床、天井、防火設備、照明器具、懸垂物等、採光、換気、アスベスト
5 避難施設等	通路、廊下、出入口、屋上広場、バルコニー、階段、排煙設備、その他
6 その他	避雷設備、煙突、その他



特定建築物 定期調査報告マーク

建築物の外壁は安全ですか

外壁は、年数が経過すると老朽化し、そのまま放置すると外壁の落下により思わぬ事故が発生します。日頃からの点検などにより、外壁に異常が認められた時は、特定建築物調査員、又は建築仕上診断技術者（ビルディングドクター）等の専門家に相談しましょう。



2 防火設備の定期検査報告

防火設備が適切に閉まりますか

火事が発生したときに、防火扉や防火シャッターの作動不良及び防火設備の周辺部に放置された物品等により扉等が適切に閉まらない場合、火災による被害を大きくする原因となります。防火設備は、火災による火や煙の被害を最小限に食い止めるとともに安全な避難を確保するための重要な設備です。

防火設備の定期検査の時期が来ましたら、防火設備検査員に相談しましょう。

定期検査の対象範囲

- | | |
|---|-----------------------|
| 1 | 防火扉 |
| 2 | 防火シャッター |
| 3 | 耐火クロススクリーン |
| 4 | ドレンチャーその他の水幕を形成する防火設備 |

※定期検査の対象は、火災時に煙や熱で感知して閉まる防火設備です。



防火設備 定期検査報告マーク
(商標登録出願中)



③ 建築設備の定期検査報告

建築設備は安全ですか

換気設備、排煙設備、非常用照明、給排水設備等の事故防止のため、日頃の点検と定期検査を実施し、検査報告済証を掲示しましょう。

建築設備の定期検査の時期が来ましたら、建築設備検査員に相談しましょう。



建築設備 定期検査報告マーク

定期検査の対象範囲

- | | |
|---|------------|
| 1 | 換気設備 |
| 2 | 排煙設備 |
| 3 | 非常用の照明装置 |
| 4 | 給水設備及び排水設備 |



4 昇降機等の定期検査報告

エレベーター、エスカレーター等は安全ですか

昇降機等の日常の維持保全を怠ると、エレベーターの中に閉じ込められるなどの思わぬ事故が発生します。日常の点検と定期検査を実施することが大切です。検査を行った昇降機等については、「昇降機等定期検査報告マーク」が配布されるので、昇降機等に掲示しましょう。

昇降機等の定期検査の時期が来ましたら、昇降機等検査員に相談して、適切に対応しましょう。



昇降機等 定期検査報告マーク



エレベーター安全装置設置済マーク（安全マーク）表示制度

建築基準法施行令の改正により、平成21年9月28日以降に新設するエレベーターには戸開走行保護装置、地震時管制運転装置の設置が義務付けられました。それ以前は設置が義務付けられていないため、既設エレベーターへの安全装置の普及促進、ならびにこれらの安全装置が設置済である

ことを示す安全マークを表示することで、より一層の安全性確保を目指しています。

詳細は、一般社団法人建築性能基準推進協会へお問い合わせください。

(ホームページ <http://www.seinokyo.jp>)



戸開走行保護装置設置済マーク

戸開走行保護装置とは、駆動装置又は制御器に故障が生じ、かご及び昇降路のすべての出入口の戸が閉じる前にかごが昇降した場合に、自動的にかごを制止し、人の挟まれることを防止します。



地震時管制運転装置設置済マーク

地震時管制運転装置とは、地震発生初期の微振動（P波）を感じ、本震（S波）が到達する前に最寄り階に自動運転することにより、人がかご内へ閉じ込められることを防止します。

4. 建築物の安全性

1 建築物のアスベスト対策

建築物にアスベストの飛散のおそれのある建築材料を使用することは禁止されています。しかし、過去に建てられた建築物では、吹付け材にアスベストが含まれているものがあり、露出したままで放置しているとアスベストが飛散するお

それがあります。

露出した吹付けがされている建築物については、分析調査を実施し、アスベストの飛散のおそれがある場合には、早急に対策工事を行う必要があります。

建築物における吹付けアスベスト等の使用例

●吹付けアスベストとは？

アスベストにセメント等の結合材を重量で30～40%混入し、水を加え吹付け施工されたものです。



●アスベスト含有吹付けロックウールとは？

工場で製造された人造鉱物繊維であるロックウールにセメント等の結合材を重量で30～40%混入するほか、アスベストを含んで吹付け施工されたものです。



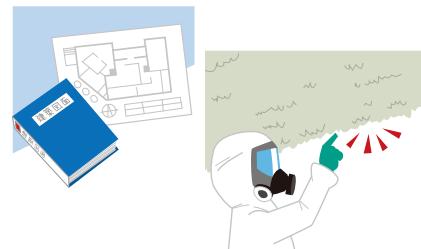
吹付けアスベストは、昭和50年に原則禁止となり、アスベスト含有吹付けロックウールは平成元年までに使用が中止されました。現在では、建築物にアスベストの飛散のおそれのある建築材料を使用することは全面的に禁止されています。平成元年以前に建てられた建築物に吹付け材が使用されている場合には、その吹付け材にアスベストが含まれているおそれがあるといわれています。

まずはアスベストの含有の有無を調査しましょう！

国土交通省において、平成25年7月に、建築及び石綿について中立かつ公正に専門的な調査を行うことができる「建築物石綿含有建材調査者」の制度化がなされました。次の①②などの場面で、同調査者を積極的に活用しましょう。

①吹付けアスベスト等の発見

露出して施工されている吹付けアスベスト等の有無について、「図面・資料による確認」「目視」等により調査します。



②サンプリング

「アスベストの有無」や「含有率」について不明な場合は、現物をサンプリングし、分析機関に調査を依頼する必要があります。



③成分分析

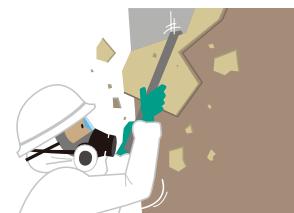
分析機関では、サンプリングした試料の「アスベストの有無」や「含有率」を調べます。



アスベストの飛散防止のための工事を行いましょう！

①除去工法

吹付けアスベスト等を下地から取り除く方法。アスベスト含有建材が完全に除去されるので、大地震の際にも剥落するおそれはなく、最も確実に建築物を安全にする工法です。



②封じ込め工法

吹付けアスベスト等の層を残したまま、薬剤等を含浸したり、造膜材を散布し、吹付けアスベスト等を固定することで飛散を防止する工法。除去工法より安価ですが、建築物の取壊し時には、除去工事が必要になります。



③囲い込み工法

吹付けアスベスト等の層を残したまま板状材料等で覆うことでの飛散や損傷の防止等を図る工法。除去工法より安価ですが、建築物の取壊し時には、除去工事が必要になります。

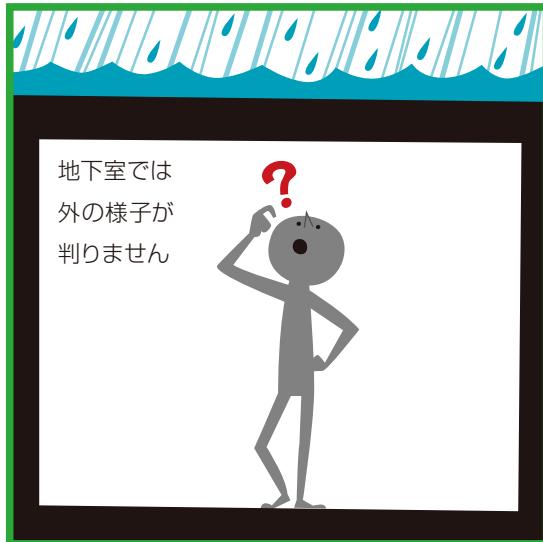


補助制度

地方公共団体によっては、吹付けアスベスト等が施工されているおそれのある建築物のアスベストの含有の有無を調べるために調査に要する費用や吹付けアスベスト等の除去、封じ込めまたは囲い込みに要する費用について補助する制度があります。くわしくは、地方公共団体へご相談ください。

2 豪雨の時には地下室は危険です ~地下室のある建築物をお持ちの方・ご利用の方~

浸水の危険があるときは早めに避難し、地下室に入らないようにしましょう



洪水時には、必要な情報をいち早く知り、避難することが大切です。

- 市町村が作成する、浸水についてのハザードマップをよく見て、日頃から気をつけましょう。
(国土交通省のホームページ <http://disapotal.gsi.go.jp> にハザードマップの作成状況がのっています。)

- また、浸水のおそれのある地下室等の構造や維持管理方法について解説した「地下空間における浸水対策ガイドライン」(※) や、浸水被害が少なくなる住宅の建て方、対処方法等についてまとめた「家屋の浸水対策マニュアル」(※)も参考にしてください。

(※) 入手方法については一般財団法人日本建築防災協会にお問い合わせ下さい。ホームページ <http://www.kenchiku-bosai.or.jp>

1. 建築物の耐震改修の促進

～改正耐震改修促進法(平成25年11月25日施行)～

「建築物の耐震改修の促進に関する法律」(耐震改修促進法)は地震による建築物の倒壊等の被害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、平成7年12月に施行後、平成18年に改正され、国の方針の策定、地方公共団体による耐震改修促進計画の策定、建築物の所有者等に対する指導の強化などが図られてきました。

建築物の地震に対する安全性の向上を一層促進するため、地震に対する安全性が明らかでない建築物の耐震診断の実施の義務付けなど、耐震化促進のための規制を強化するとともに、耐震改修計画の認定基準の緩和など建築物の耐震化の円滑な促進を図るため、耐震改修促進法が平成25年11月25日に改正されました。

法改正のポイント

I. 建築物の耐震化促進のための規制強化

①不特定かつ多数の者が利用する大規模な建築物等に対する耐震診断及び結果の報告の義務付け

不特定かつ多数のものが利用する建築物や避難確保上特に配慮を要する者が主として利用する建築物、一定量以上の危険物を扱う建築物で旧耐震基準によるもの(要緊急安全確認大規模建築物)は耐震診断を行い、平成27年12月31日までに結果を所管行政庁に報告することが義務付けられ、所管行政庁はこれらの耐震診断結果を公表することとされました。

②緊急輸送道路等の避難路沿道建築物の耐震診断及び結果の報告の義務付け

地方公共団体が指定する緊急輸送道路等の避難路沿道建築物のうち、一定以上の高さのもので旧耐震基準によるものは、耐震診断を行い、地方公共団体が定めた期限までに耐震診断結果の報告をすることが義務付けられ、所管行政庁はこれらの耐震診断結果を公表することとされました。

③都道府県が指定する庁舎、避難所等の防災拠点建築物の耐震診断及び結果の報告の義務付け

大規模な地震が発生した場合において公益上必要となる建築物(防災拠点建築物)で旧耐震基準によるものは、耐震診断を行い、地方公共団体が定めた期限までに耐震診断結果の報告をすることが義務付けられ、所管行政庁はこれらの耐震診断結果を公表することとされました。

④耐震診断及び耐震改修の努力義務の対象となる建築物の範囲の拡大

マンションを含む住宅や小規模建築物等の耐震関係規定に適合しない全ての建築物についても、「耐震診断」及び必要に応じた「耐震改修」を行うことが努力義務とされました。

II. 建築物の耐震化の円滑な促進のための措置

①耐震改修計画の認定基準の緩和及び容積率・建ぺい率の特例

新たな耐震改修工法も認定可能となるよう、耐震改修計画の認定制度について対象工事を拡大するとともに、増築に係る容積率及び建ぺい率の特例措置が講じされました。

②区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定制度の創設

所管行政庁から「耐震改修の必要性に係る認定」を受けた区分所有建築物(マンション等)は、大規模な耐震改修工事により共用部分を変更する場合の決議要件が区分所有者及び議決権の各3/4以上から各1/2超に緩和されました。

③建築物の地震に対する安全性に係る認定制度の創設

耐震性が確保されている旨の認定を受けた建築物について、その旨を表示できる制度が創設されました。

建築物の耐震性に係る表示制度について 「基準適合認定建築物」マーク

制度の概要

平成25年11月25日の耐震改修促進法の改正により、全ての建築物の所有者は、所有する建築物が地震に対する安全性に係る基準に適合していることについて認定を受けることができます。

所管行政庁により、地震に対する安全性が確保されていることの認定を受けた建築物の所有者は、所有する建築物に「基準適合認定建築物」マークを表示したり、ホームページや広告等に認定を受けていることを表示することができます。

もし、基準適合認定建築物が基準に適合しなくなったと所管行政庁が認めるときには、認定を取り消されることがあります。また、取り消すかどうかの判断に必要な報告徴収・立ち入り検査が行われる場合があります。

※この制度は、昭和56年6月以降の新耐震基準により建てられた建築物も含め全ての建築物が対象です。

※以前の「耐震診断／耐震改修済建築物」のプレートも引き続き表示できます。



2. 誰でもできるわが家の耐震診断

木造住宅の耐震診断・耐震改修を進めるため、一般の住宅の所有者、居住者が簡単に扱える「誰でもできるわが家の耐震診断」を作成しています。

木造住宅の所有者等が、自ら診断し、ご自宅の耐震性能の

● インターネットでできる

「誰でもできるわが家の耐震診断」

「誰でもできるわが家の耐震診断」がインターネットの画面上で行えます。(ホームページ http://www.kenchiku-bosai.or.jp/seismic/wagayare/taisin_flash.html)

理解・耐震知識の習得ができるように作られています。「誰でもできるわが家の耐震診断」は、問診票に答える形式で、一般財団法人日本建築防災協会のホームページに掲載しています。

● リーフレット

「誰でもできるわが家の耐震診断」

「誰でもできるわが家の耐震診断」のリーフレットは住宅の所有者や居住者がご自分の住んでいる住宅を診断するため使う場合には、ホームページからダウンロード(白黒版)できます。(ホームページ <http://www.kenchiku-bosai.or.jp/files/2013/11/wagayare.pdf>)

耐震診断問診表の項目

1	建てたのはいつ頃ですか？
2	今までに大きな災害に見舞われたことはありますか？
3	増築について
4	傷み具合や補修・改修について
5	建物の平面はどのような形ですか？
6	大きな吹き抜けがありますか？
7	1階と2階の壁面が一致しますか？
8	壁の配置はバランスがとれていますか？
9	屋根葺材と壁の多さは？
10	どのような基礎ですか？



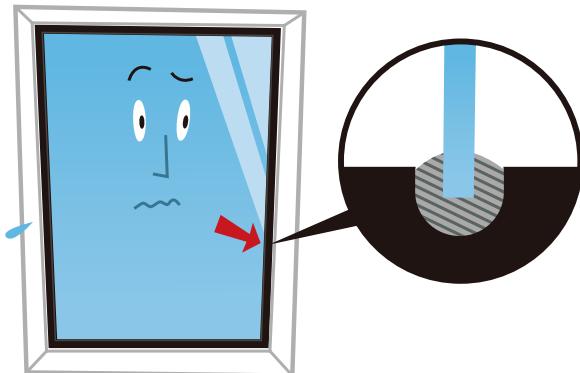
専門家による耐震診断をお考えの方、診断や工事について業者の営業を受け疑問や不安を感じられている方、その他ご相談のある方はお住まいの市町村または、都道府県の建築行政担当部局にお問い合わせください。

3. その他の地震対策

1 窓ガラスの地震対策

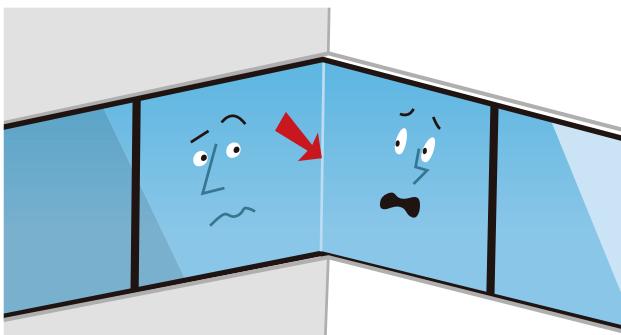
窓ガラスは、福岡県西方沖地震（平成17年）のような中規模の地震でも相当の被害が発生し、鋭い破片は室内に居る人や道路を歩いている人を傷つけます。

1 硬化パテ止めのはめ殺し窓



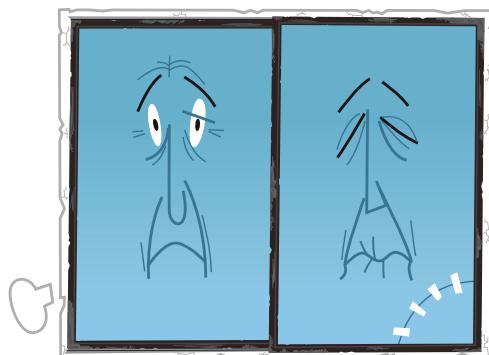
パテは古くなると硬化してガラスが固定され、割れやすい。

3 隅部がガラス同士のつき合せになっている窓



建築物のゆれ、ねじれでガラス同士がぶつかり、割れやすい。

5 古くて腐食した木や鉄製のサッシ



ガラスが外れ落下しやすい。

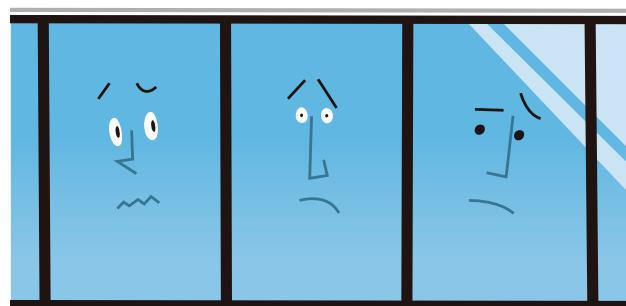
図のような危険性の高い窓の場合には、網入りガラス、合せガラスに取り替える等の改修をしたり、ガラス面に飛散防止用フィルムを貼るなどの対策をしましょう。

2 大きなガラスのはめ殺し窓



ガラスが大きいほど、割れやすい。

4 三連以上の連続した窓



外壁が少なく、建築物がゆれると窓の部分の横ずれが大きく、ガラスが割れやすい。

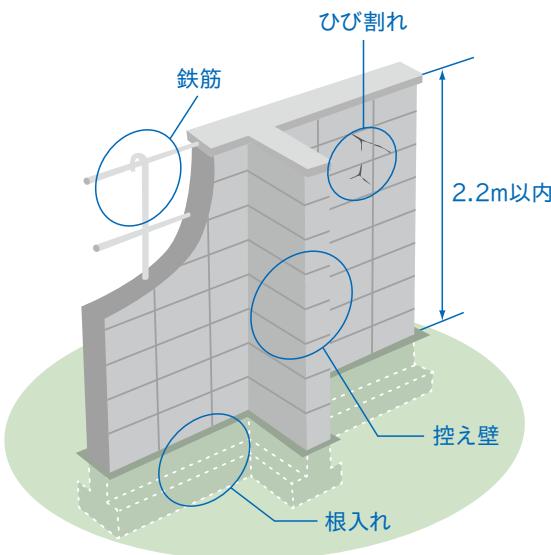
6 腰壁が低い窓



床が滑りやすいときは、家具調度が衝突してガラスを割ります。

2 安心なブロック塀をめざしましょう

建築基準法等の規定を満足するブロック塀は、大きな地震にも耐えることができます。しかし、ブロック塀は、厳しい自然環境のもとで、年数とともに老朽化し、ブロックのひび割れや欠け、鉄筋のさび、塀の傾き等が発生します。ブロック塀の維持管理は、所有者・管理者の責任であり、日頃から点検・診断し異常が認められたときには、転倒防止対策や改修を早急に行い、安心な生活空間の構築をめざしましょう。



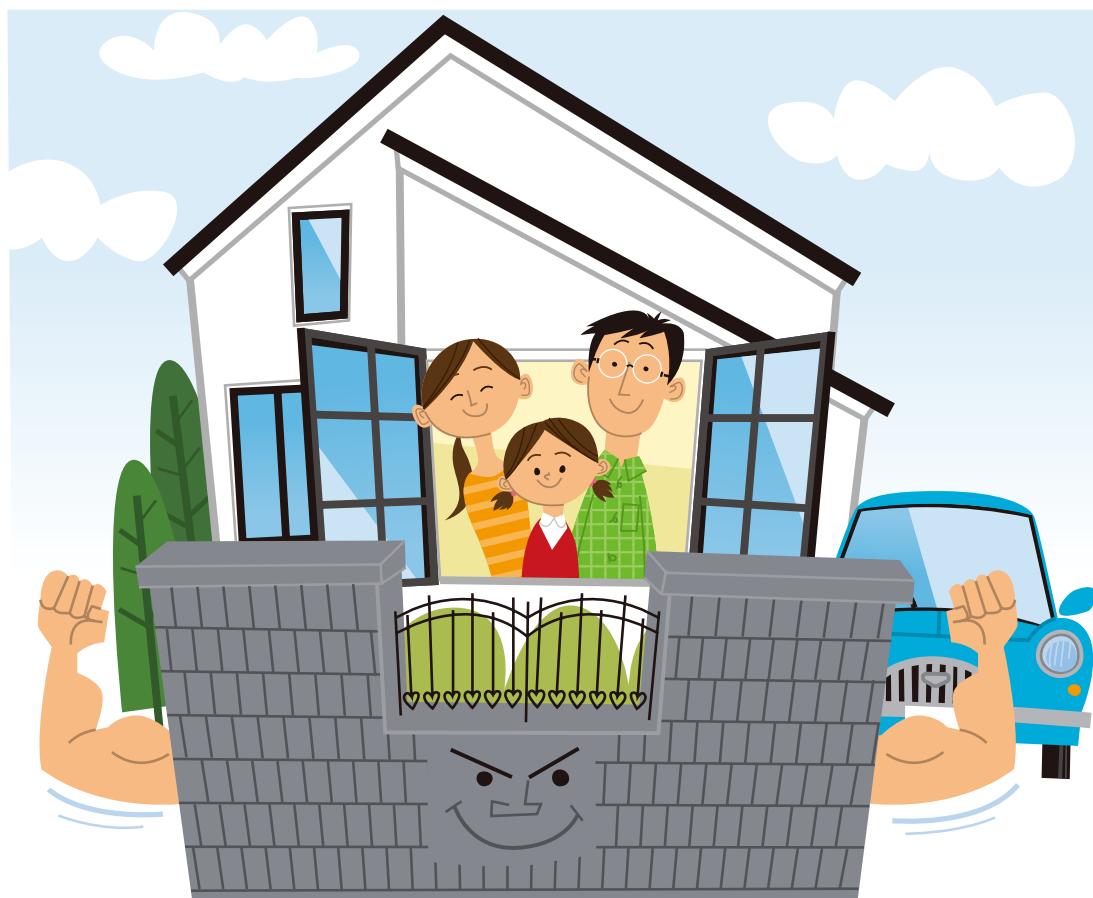
ブロック塀の診断には、「ブロック塀の診断カルテ」による自己診断、専門知識をもつブロック塀診断士による精密診断があります。ブロック塀の診断に関する情報は、一般社団法人全国建築コンクリートブロック工業会にお問い合わせください。

(ホームページ <http://www.jcba-jp.com>)

古いブロック塀のチェック項目

古いブロック塀は以下の5項目を点検し、ひとつでも不適合があれば危険なので改善しましょう。

1	基礎の根入れはあるか コンクリートの基礎は、根入れ深さが30cm以上あるか
2	塀は高すぎないか 塀の高さは地盤から2.2m以下か
3	控え壁はあるか 塀の長さ3.4m以下ごとに、塀の高さの1／5以上突出した控え壁があるか
4	塀に鉄筋は入っているか 塀の中に直径9mm以上の鉄筋が、縦横とも80cm間隔以下で配筋されており、縦筋は壁頂部および基礎の横筋に、横筋は縦筋にそれぞれかぎ掛けされているか
5	塀は健全であるか 塀に傾き、ひび割れはないか



4. こんな制度も利用して

まずは相談してみたい

耐震診断を受けたり、地震に強い建築物に改修したい

がけ崩れ等の危険があるため移転・改修をしたい



● 相談窓口

地方公共団体などでは、耐震改修相談窓口を開設し、耐震診断・改修に関する相談に応じています。全国の相談窓口を以下の耐震診断・耐震改修のための支援ポータルサイトで公開中です。

(行政) <http://www.kenchiku-bosai.or.jp/portal/soudan/soudan.html>
(団体) <http://www.kenchiku-bosai.or.jp/portal/soudan/jimusyow.html>

● 補助制度

地方公共団体によっては、戸建て住宅の耐震改修や、耐震改修促進法に基づく認定を受けた、一定の要件を満たす建築物（マンション、オフィス、病院等）の耐震改修費用を補助する制度があります。この場合、国は地方公共団体に対して費用の一部を補助し、地方公共団体の取り組みを支援します。地方公共団体によっては、住宅などの耐震診断費用や耐震改修費用などを補助する独自の制度を設けている場合がありますので、地方公共団体にご相談ください。

● 融資制度・税制

耐震改修工事を行う場合、住宅金融支援機構から長期低利の融資を受けることができます。また、住宅の場合、10年間、ローン残高の1%を所得から控除する住宅ローン減税、標準的な工事費用相当額（上限250万円）の10%相当額を所得税から控除したり、固定資産税を一定期間1/2に減額する耐震改修促進税制、中古住宅の購入の際のローン減税制度等があります。なお、建築物の場合、耐震改修促進法に基づき耐震診断が義務付けられる建築物が耐震改修をした場合に一定の税制措置を受けられる制度があります。

● 補助制度

がけ崩れ、地すべり、津波、高潮、出水等による危険があるため、地方公共団体が条例で建築を制限している区域にある危険住宅の居住者が安全な場所に移転する場合、危険住宅の除去や、危険住宅に代わる住宅の建設、購入に要する借入金の利子相当額に対して補助を受けることができます。

また、がけ崩れ、地すべり等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ、住民等に著しい危害が生じるおそれがあると認められる土地として、都道府県が指定した区域にある建築物の土砂災害対策改修に要する費用に対して補助を受けることができます。



平成28年《建築物防災週間》協力

建築物防災推進協議会 中央団体

日本建築行政会議、(一社)日本建設業連合会、(公社)日本建築士会連合会、(一社)日本建築士事務所協会連合会、
(一財)日本建築設備・昇降機センター、(一財)日本建築センター、(公社)ロングライフビル推進協会、(一財)日本建築防災協会

都道府県別 建築物防災週間協力者

● 岩手県

(一財)岩手県建築住宅センター

● 宮城県

(一財)宮城県建築住宅センター

(一社)東北ブロック昇降機検査協議会

(株)東北建築センター

(一社)宮城県建設業協会

● 秋田県

(一財)秋田県建築住宅センター

● 福島県

(一財)ふくしま建築住宅センター

● 茨城県

(一社)北関東ブロック昇降機等検査協議会

(一社)茨城県建築士会

(一社)茨城県建築士事務所協会

(一財)茨城県建築センター

● 栃木県

(公財)とちぎ建設技術センター

(一社)栃木県建築士事務所協会

● 群馬県

(一社)群馬県建築士事務所協会

(一社)群馬建築士会

● 埼玉県

埼玉県電気工事工業組合

(一社)埼玉建築士会

(一社)埼玉県建築士事務所協会

(一社)埼玉県電業協会

(一財)埼玉県建築安全協会

● 千葉県

(一社)千葉県昇降機等検査協議会

千葉県耐震判定協議会

千葉県建築設計関連6団体

● 東京都

(一社)日本建築学会

コスモコントロール(株)

(一社)繊維補修補強協会

(一社)文教施設協会

(一社)石膏ボード工業会

日本建築仕上材工業会

硝子繊維協会

ロックウール工業会

(公財)東京都防災・建築まちづくりセンター

(一社)東京都昇降機安全協議会

防火材料等関係団体協議会

既存建築物耐震診断・改修等推進全国ネットワーク委員会

● 神奈川県

(一財)神奈川県建築安全協会

● 新潟県

(一財)にいがた住宅センター

● 石川県

(一財)石川県建築住宅センター

● 静岡県

(一社)静岡県建築士事務所協会

(一財)静岡県建築住宅まちづくりセンター

● 山梨県

(一社)山梨県建築士事務所協会

(公社)山梨県建設技術センター

● 長野県

長野県建築物防災協会

● 愛知県

(一社)中部ブロック昇降機等検査協議会

(一財)愛知県建築住宅センター

● 三重県

(一社)三重県建築士事務所協会

(一社)三重県建設業協会

● 滋賀県

(一財)滋賀県建築住宅センター

● 大阪府

(一財)日本建築総合試験所

(一財)大阪建築防災センター

(一社)近畿ブロック昇降機等検査協議会

● 兵庫県

(公財)兵庫県住宅建築総合センター

● 奈良県

(一財)なら建築住宅センター

● 和歌山県

(一財)和歌山県建築住宅防災センター

● 広島県

(一社)中国四国ブロック昇降機検査協議会

● 高知県

(一社)高知県設備設計事務所協会

● 福岡県

(一財)福岡県建築住宅センター

● 佐賀県

(公財)佐賀県建設技術支援機構

● 長崎県

(一社)長崎県建設業協会

(一財)長崎県住宅・建築総合センター

● 熊本県

(一財)熊本県建築住宅センター

● 宮崎県

(一社)宮崎県建築協会

(一社)宮崎県建築業協会

● 沖縄県

(一社)沖縄県電気管工事業協会

※(公財):公益財団法人 (公社):公益社団法人 (一財):一般財団法人 (一社):一般社団法人と略記しています

相談窓口（都道府県の建築担当課にお問い合わせ下さい。）